

# 一管区水路通報第12号

令和7年3月28日

第一管区海上保安本部

---

第155項	北海道南岸	函館港	救難訓練
第156項	北海道南岸	釧路港南西方	潜水訓練
第157項	北海道南岸	釧路港	ケーソン製作作業等
第158項	北海道南岸	釧路港	栈橋補修工事
第159項	北海道南岸	釧路港	潜水訓練
第160項	北海道南岸	釧路港	防波堤改良工事
第161項	北海道南岸	釧路港	斜路改修工事（期間延長）
第162項	北海道南岸	釧路港	灯付浮標流失
第163項	北海道南岸	落石漁港	灯台光達距離変更
第164項	北海道南岸	齒舞漁港南西方	灯台光達距離変更
第165項	北海道東岸	根室港南西方	灯台光達距離変更
第166項	北海道北岸	紋別港	灯付浮標復旧
第167項	北海道西岸	稚内港北方	灯台灯質変更
第168項	北海道西岸	利尻島、杓形港北方	魚礁設置作業
第169項	北海道西岸	小樽港	小型船舶操縦訓練

---

- 「海氷情報センター」について  
海氷情報は下記Webページにより入手できます。

URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



---

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先  
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係  
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)  
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

---

- 船舶交通安全のための情報提供について  
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

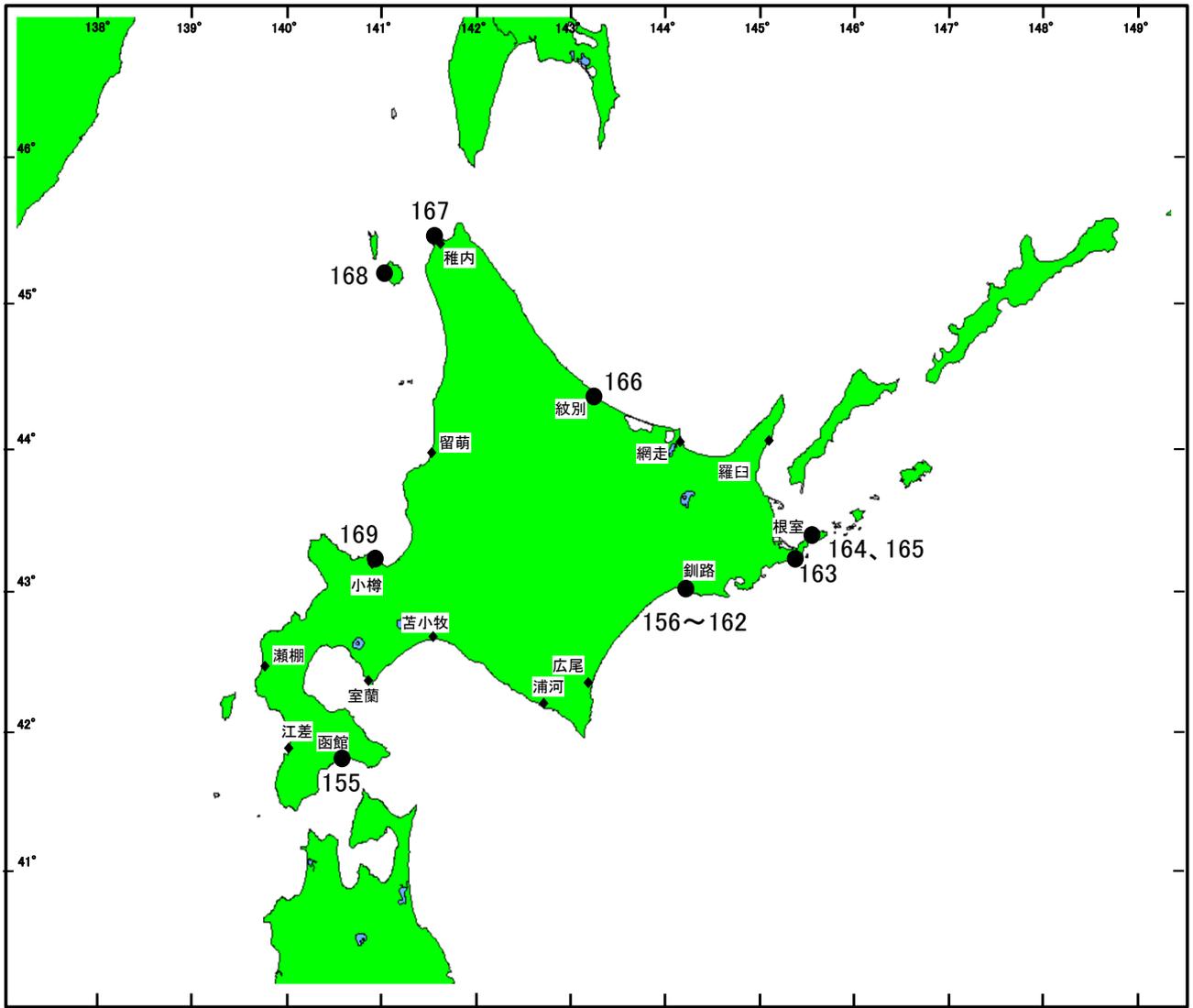
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

# 索引図

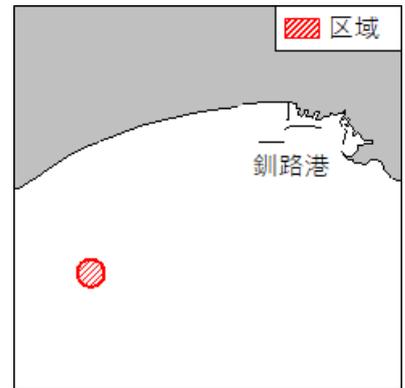


※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

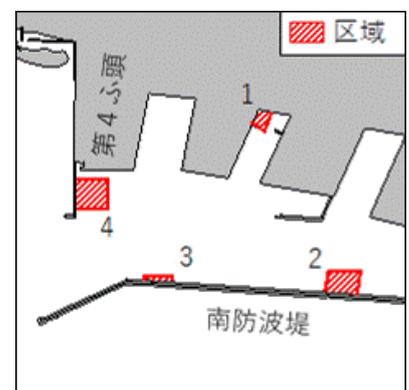
7年155項 北海道南岸 — 函館港、第4区及び第5区 救難訓練  
 下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。  
 期 間 令和7年4月1日、9日、10日、16日、23日  
 1045～1145、1400～1630  
 区 域 41-48-15.7N 140-41-56.3E  
 を中心とする半径150mの円内  
 備 考 吊り上げ訓練を行う  
 海 図 W6  
 出 所 函館航空基地



7年156項 北海道南岸 — 釧路港南西方 潜水訓練  
 下記区域で、潜水訓練が実施される。  
 期 間 令和7年4月1日～30日 0800～1700  
 区 域 42-54.0N 144-09.0E 付近  
 備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W1032-JP1032  
 出 所 釧路海上保安部



7年157項 北海道南岸 — 釧路港、西区、第2区 ケーソン製作作業等  
 下記区域で、作業船及び潜水士によるケーソン製作、仮置及び進水が実施されている。  
 期 間 令和7年7月31日まで 日出～日没  
 区 域 1 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域（ケーソン製作作業）  
 (1) 43-00-02N 144-19-47E（岸線上）  
 (2) 42-59-58N 144-19-45E  
 (3) 43-00-00N 144-19-41E（岸線上）  
 2 下記4点を結ぶ線及び防波堤により囲まれる区域（ケーソン仮置場）  
 (4) 42-59-24N 144-20-11E（防波堤上）  
 (5) 42-59-29N 144-20-12E  
 (6) 42-59-29N 144-20-03E  
 (7) 42-59-25N 144-20-02E（防波堤上）  
 3 下記4地点を結ぶ線及び防波堤により囲まれる区域（ケーソン仮置場）  
 (8) 42-59-27N 144-19-19E（防波堤上）  
 (9) 42-59-28N 144-19-19E  
 (10) 42-59-28N 144-19-11E  
 (11) 42-59-27N 144-19-11E（防波堤上）  
 4 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域（ケーソン進水作業）  
 (12) 42-59-48N 144-18-52E（防波堤上）  
 (13) 42-59-48N 144-19-01E  
 (14) 42-59-42N 144-19-01E  
 (15) 42-59-42N 144-18-52E（防波堤上）  
 備 考 警戒船配備  
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W31  
 出 所 釧路港長



7年158項 北海道南岸 ー 釧路港、西区、第2区 棧橋補修工事

下記区域で、作業船及び潜水士による棧橋補修工事が実施されている。

期 間 令和7年8月29日まで 日出～日没

区 域 下記4地点により囲まれる区域

(1) 42-59-39N 144-19-47E

(2) 42-59-41N 144-19-48E

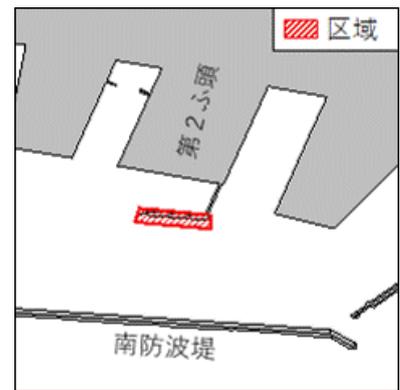
(3) 42-59-40N 144-20-02E

(4) 42-59-38N 144-20-02E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚  
補修作業中、作業足場が設置される

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年159項 北海道南岸 ー 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 潜水訓練

図に示す区域で、潜水訓練が実施される。

期 間 令和7年4月1日～30日 0800～1700

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年160項 北海道南岸 ー 釧路港、東区、第2区 防波堤改良工事

下記区域で、作業船による防波堤の改良工事が実施されている。

期 間 令和7年4月21日まで 0600～1800

区 域 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 42-59-38N 144-21-28E (岸線上)

(2) 42-59-21N 144-21-40E

(3) 42-59-20N 144-21-37E

(4) 42-59-22N 144-21-36E (岸線上)

海 図 W31

出 所 釧路港長



7年161項 北海道南岸 ー 釧路港、東区、第3区 斜路改修工事 (期間延長)

一管区水路通報7年3号35項削除

図に示す区域で、作業船及び潜水士による斜路改修工事が実施されている。

期 間 令和7年5月20日まで 日出～日没

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

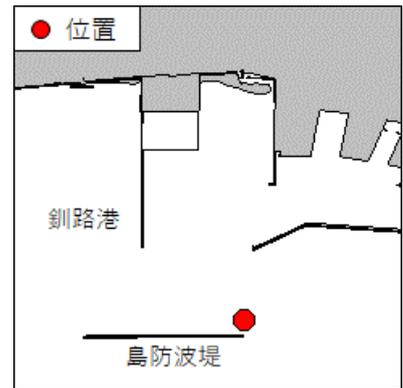
海 図 W31

出 所 釧路港長



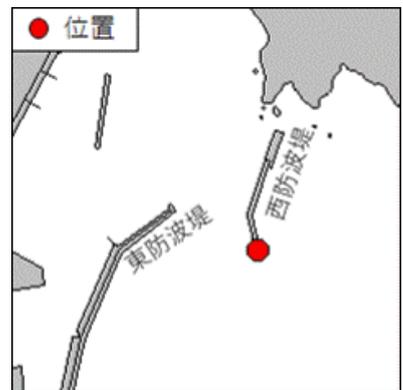
7年162項 北海道南岸 ー 釧路港、外港 灯付浮標流失  
下記位置の黄色灯付浮標は流失している。

位置 42-58-54N 144-18-38E  
海 図 W 3 1  
出 所 釧路海上保安部



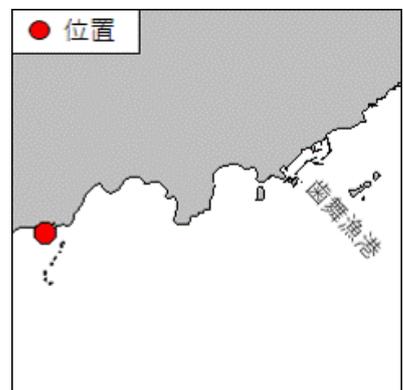
7年163項 北海道南岸 ー 落石漁港 灯台光達距離変更  
下記灯台は光達距離が変更された。

灯台名称 落石港西防波堤灯台  
位置 43-11.0N 145-31.0E  
光達距離 (変更前) 4.5海里  
(変更後) 5.0海里  
海 図 W 2 4 (落石漁港)ーW 2 5  
参照書誌 4 1 1 0 1 4 8 番  
出 所 第一管区海上保安本部



7年164項 北海道南岸 ー 歯舞漁港南西方 灯台光達距離変更  
下記灯台は光達距離が変更された。

灯台名称 沖根婦港南防波堤灯台  
位置 43-19.6N 145-41.8E  
光達距離 (変更前) 3.5海里  
(変更後) 5.0海里  
海 図 W 1 8  
参照書誌 4 1 1 0 1 5 0.7 番  
出 所 第一管区海上保安本部



7年165項 北海道東岸 ー 根室港南西方 灯台光達距離変更  
下記灯台は光達距離が変更された。

灯台名称 幌茂尻港北防波堤灯台  
位置 43-17.9N 145-31.2E  
光達距離 (変更前) 4.0海里  
(変更後) 5.5海里  
海 図 W 1 8  
参照書誌 4 1 1 0 2 0 4.2 番  
出 所 第一管区海上保安本部

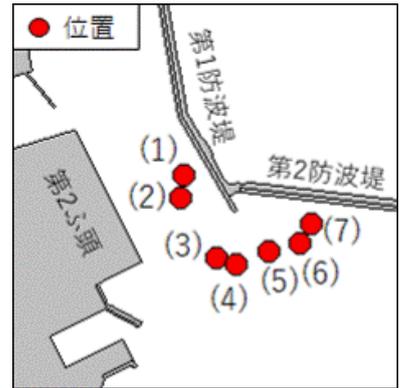


7年166項 北海道北岸 — 紋別港 灯付浮標復旧

一管区水路通報7年6号74項削除  
一時撤去されていた灯付浮標は復旧した。

- 位置 下記7地点
- (1) 44-20-42.0N 143-22-01.1E
  - (2) 44-20-39.9N 143-22-00.5E
  - (3) 44-20-34.3N 143-22-05.1E
  - (4) 44-20-33.8N 143-22-07.6E
  - (5) 44-20-34.9N 143-22-12.0E
  - (6) 44-20-35.8N 143-22-15.9E
  - (7) 44-20-37.5N 143-22-17.4E

海 図 W 2 9  
出 所 紋別海上保安部

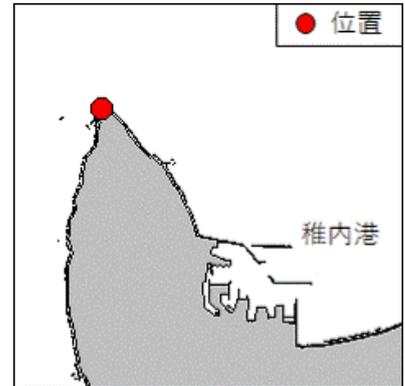


7年167項 北海道西岸 — 稚内港北方 灯台灯質変更

下記灯台は灯質が変更された。

- 灯台名称 稚内灯台  
位置 45-27.0N 141-38.7E  
灯 質 (変更前) 群せん白光 毎20秒に2せん光  
(変更後) 単せん白光 毎5秒に1せん光

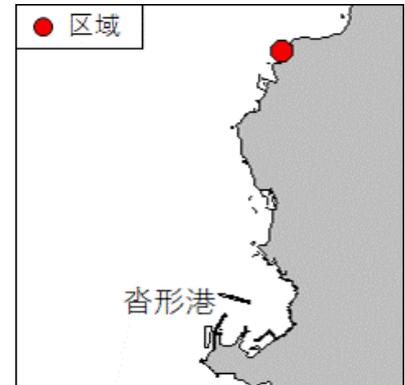
海 図 W 1 0 4 1  
参照書誌 4 1 1 0 5 1 0 番  
出 所 稚内海上保安部



7年168項 北海道西岸 — 利尻島、沓形港北方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施されている。

- 期 間 令和7年5月20日まで  
区 域 下記地点付近  
45-13-21N 141-08-25E  
備 考 六脚ブロック (高さ約3.0m、47基) を設置  
海 図 W 2 1  
出 所 第一管区海上保安本部



7年169項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 小型船舶操縦訓練

下記区域で、小型船舶操縦訓練が実施される。

期 間 令和7年4月6日～8日、12日、13日、19日、20日、5月10日～12日、24日、25日  
6月8日、9日、21日、22日 0900～1600

- 区 域
- 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域
    - (1) 43-11-49.1N 141-01-25.3E
    - (2) 43-11-25.1N 141-01-43.1E
    - (3) 43-11-21.2N 141-01-38.6E
    - (4) 43-11-42.5N 141-01-19.6E
  - 2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
    - (5) 43-11-08.5N 141-01-48.1E (岸線上)
    - (6) 43-11-04.5N 141-01-45.5E
    - (7) 43-11-07.8N 141-01-37.8E
    - (8) 43-11-11.6N 141-01-40.3E (岸線上)

海 図 W5  
出 所 小樽港長

